

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月7日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住所 五所川原市字布屋町 41 番地 1

氏名 五所川原市長 佐々木 孝昌

電話番号 0173-35-2111（下水道課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五所川原市浄化センター
事業場の所在地	五所川原市字幾世森 237-1
計画期間	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

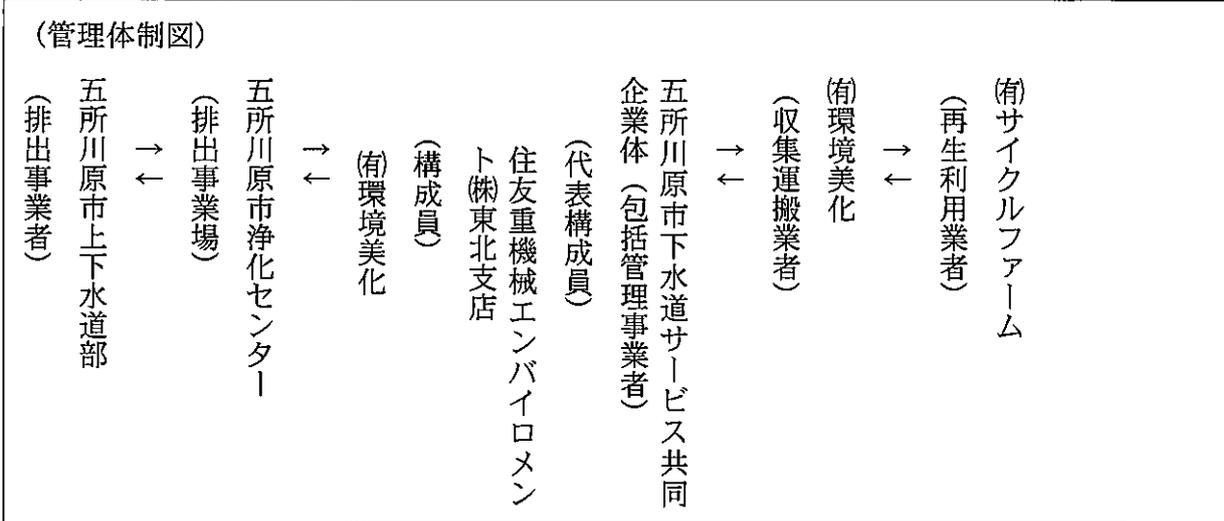
① 事業の種類	[383] 下水道業
② 事業の規模	計画処理能力 19,943 m ³ /日
③ 従業員数	12人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	流入水 → 沈砂池 → 最初沈殿池 → 曝気槽 → 最終沈殿池 → 濃縮タンク → 消化タンク → 汚泥貯留槽 → 脱水機 → 収集運搬 → 中間処理 → 堆肥化

（日本工業規格A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排出量	23,824t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 消化槽を活用して、発生汚泥の減量化に努めてきた。		
②計画	【目標】 令和5年度		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排出量	22,000t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 消化槽から発生する消化ガスを活用し、消化率70%以上による減量化を目指している。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 該当する産業廃棄物は無し。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 該当する産業廃棄物は無し。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に取り組んでいない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在、産業廃棄物の再生利用について検討中である。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	23,824t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	22,923t	t
	（これまでに実施した取組） ・消化ガスを活用し、消化率70%をめざして運転管理を行っている。		
②計画	【目標】令和5年度		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	22,000t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	21,150t	t
	（今後実施する予定の取組） ・消化ガスの発生と消化率の引き上げを検討中である。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・埋立処分又は海洋投入処分を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・埋立処分又は海洋投入処分を行っておらず、今後もその予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水脱水汚泥	
	全処理委託量	901t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	t
	再生利用業者への処理委託量	901t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t
	(これまでに実施した取組) ・下水脱水汚泥を再生資源としてリサイクルするため、堆肥化によるコンポスト化を進めている。		

(第5面)

②計画	【目標】令和5年度		
	産業廃棄物の種類	下水脱水汚泥	
	全処理委託量	850t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	850t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在、下水脱水汚泥を再生資源としてリサイクルするため、堆肥化によるコンポスト化を進めており、引き続き推進する計画である。		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。